

平成27年度第1回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会会議録

日時：平成27年6月26日（金）15:30～17:00

場所：佐倉市役所1号館3階会議室

出席者 委員 今井副会長、小西委員、鈴木委員、田部井委員、金子委員、
山森委員

事務局 飯島総務部長、須合行政管理課長、川島行政管理班長、
飯野主査補、村上主事

説明者 廃棄物対策課 高橋課長、長谷川主査
障害福祉課 舎人副主幹

傍聴人 なし

審議会開催に先立ち、総務部長よりあいさつがありました。

1 審 議

(1) 福祉作業所への小型電子機器部品の提供について（諮問）

副会長 それでは審議事項（1）の福祉作業所への小型電子機器部品の提供について、事務局より説明をお願いします。

事務局 （諮問書朗読）

現在、市では金属や小型家電の収集を行っておりますが、その収集した小型電子機器を福祉作業所へ提供して分解、分別し、認定業者へ売却することによって、障害者就労施設等の受注機会の増大、障害者の就労機会の拡大等につなげていくことを検討しています。

一方、小型電子機器等の提供に当たっては、その中に個人情報が含まれている可能性が考えられ、佐倉市個人情報保護条例に規定する個人情報の提供に該当するため、諮問させていただいたところです。

条例第9条では、提供の制限が規定されており、実施機関は実施機関以外のものへ個人情報を提供してはならない原則になっておりますが、ただし書として、各号に該当する場合には個人情報が提供できるというようになっています。

今回の小型電子機器部品の提供については、第1号から第4号のいずれにも該当しませんので、第5号の「審議会の意見を聞いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき」の規定に基づき、

本審議会のご意見を伺いまして、担当課において公益上の必要性等を判断し、提供したいと考えております。なお、事業の詳細等については、担当課である廃棄物対策課より説明させていただきます。

廃棄物対策課 このたびご審議いただきます福祉作業所への小型電子機器等の提供について、説明いたします。まず、目的及び諮問理由ですが、資料7ページにありますように、平成25年5月24日付けで、千葉県健康福祉部障害福祉課長から「使用済小型家電のリサイクルに係る障害者就労施設等の活用について」という依頼が各市町村宛にありました。

これは、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」及び「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」等の趣旨を踏まえ、障害者就労施設等の受注機会の増大、障害者の就労支援及び自立の促進等を目的として、使用済み小型電子機器等の再資源化に係る業務において障害者就労施設等を活用するよう依頼がなされているものです。

また、資料5ページにもありますように、同日付けで、千葉県環境生活部資源循環推進課長からも通知があり、処理後物を認定業者に引き渡すことなどを条件とすることにより、引渡先として適切と判断できる場合は、障害者就労施設への引渡しが可能である旨が通知されています。

これらを受け、適切な福祉作業所を選定した上で、福祉作業所における小型電子機器等の分解・分別及び売却を行うことにより、障害者の就労に必要な能力の向上及び就業機会の拡大を図るとともに、安定的な施設運営へ向けた支援を行い、併せて本事業を市民へ周知することにより、小型家電リサイクルの周知と推進を図ることを目的とするものです。

同様な事業は、資料15ページのとおり、県内では船橋市、市川市、柏市で実施しております。

なお、小型電子機器等の排出に当たりましては、資料としてお配りした「家庭ごみ分別一覧表」にも記載しておりますが、排出者である市民に、あらかじめ個人情報等のデータを消去することをお願いしていることから、小型電子機器等に個人情報が含まれている可能性は低いものと考えております。しかし、データが完全に消去されていない可能性も考えられることから、佐倉市個人情報保護条例に規定する個人情報の提供に当たる可能性もあるため、佐倉市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定により、福祉作業所に小型電子機器等を提供することについて、本審議会に諮問させていただいた次第です。

次に事業概要ですが、現在、市の清掃作業員が小型電子機器等の収集

と佐倉市、酒々井町清掃組合への運搬を行い、当組合において入札の上、機器等の形状を保ったまま認定業者へ売却しています。

今後は、廃棄物対策課の窓口で収集したパソコン、携帯電話及び回収拠点にて収集したビデオカメラ、ゲーム機などの小型電子機器等を福祉作業所へ無償譲渡し、福祉作業所が分解と分別を行った上で認定業者へ売却します。なお、売却益は福祉作業所の収入とします。

また、小型電子機器等の譲渡については、福祉作業所の職員等が廃棄物対策課及び回収拠点から直接引き取るにより行うことを考えています。これにより生じた市の清掃作業員の余力を、ほかの清掃事業に充てることができると考えています。

なお、本事業の実施に当たりましては、先に述べましたように、小型電子機器等に個人情報が含まれている可能性は低いものと考えておりますが、データ等が消去されていない小型電子機器等が収集されている可能性もあるため、資料17ページにあります協定書を、市と福祉作業所の間で取り交わすことにより、個人情報の適正な取扱いを担保したいと考えております。

この協定書は、船橋市のものを参考に、佐倉市の契約事務に使用している個人情報保護特記事項を加える形で作成いたしました。

協定書18ページ、第11条に、「乙は、業務を行うに当たり、個人情報の適切な管理のために、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない」と規定し、資料21ページ以降に「個人情報取扱特記事項」が添付されております。

同特記事項においては、「個人情報の安全管理に係る責任体制の整備」、「作業責任者の市への届出」、「個人情報を取り扱う作業場所の特定」、「作業従事者に対する教育の実施」、「守秘義務の徹底」、「個人情報の管理」、「目的外利用や外部提供の禁止」、「事故時の対応」、「特記事項に違反した場合の損害賠償」等について規定し、個人情報の適正な取扱等を遵守することについて、協定として取り交わすこととしております。

最後になりますが、本事業の内容等については、廃棄物の減量や適正処理の推進に関する事項について審議いただき、佐倉市廃棄物減量等推進審議会に諮りまして、ご意見を伺う予定でおります。

副会長 今回の説明をまとめますと、携帯電話やパソコンを市が回収するから、その段階で市がパソコンとかに残った個人情報を保有している状態になり、その状態のまま福祉作業所へその処理をお願いするから、審議会での提供の可否について審議してもらおうということによろしいですかね。

廃棄物対策課 はい。

副会長 パソコンと携帯ということですが、具体的にはどのようなものですか。

廃棄物対策課 パソコンについては、市の窓口で回収しているのですが、パソコンリサイクルの対象外のパソコン、最近ではパソコンを買ったときにパソコンのリサイクル料をあらかじめ払って、パソコンの裏にリサイクルマークが貼られているものが通常ですが、それ以前につきましてはそういう制度がありませんでしたので、リサイクル対象以外のノート型パソコン、デスクトップパソコンを対象としています。なお、デスクトップパソコンについては、ディスプレイ部分は対象外で、本体のみを対象としています。

副会長 パソコンは原則メーカーが処理するけれども、その対象にならないものとあとは携帯電話ですか。

廃棄物対策課 携帯電話はスマートフォンではなく、それ以前のいわゆるガラケーと言われているものを対象としております。

委員 小型家電のリサイクルについて国から依頼がきているとのことですが、資料にあった他自治体の動きはどうですか。

それから携帯電話やパソコンというのは個人の責任で破壊や消去をしてリサイクルに出すというのが本来ですよね。それをやってないのがたまたまあって、それらの情報が流出すると、いわゆる個人情報の流出という問題で、そのものを取り扱うところに責任がいくのではないかとこの心配があるということですよ。携帯電話とかを処分するときには情報を消してからということがよく言われていて、小型家電から情報が流出したという話はあまり聞かないのですが、実際あるのでしょうか。

廃棄物対策課 現在、窓口回収におきましては、市民の方に持ってきていただいたときに、パソコンはお客様が見ているその場で破壊します。携帯電話についても、穴をあけて消去する器具を使って、目の前で消去するようにしています。ただ、拠点回収を市内11か所で行っておりますが、そちらのボックスに携帯電話を入れたりする場合がありますので、今回お諮りしているところです。

委員 だからリスクは非常に低いと。福祉作業所はこれをリサイクルに持って行くということで非常によい話だと。ただ、流出するリスクは低いけれど、ことによってはある場合もあるので、一応保護条例の対応を念のためしておこうと、そういうことですね。

副会長 持ってきたときに消すという話ですが、携帯電話を持ってくる人はどうやって持ってくるのですか。この表だとどの分類ですか。

廃棄物対策課 分別一覧表の上から3段目、金属類の小型家電の中にありまして、その一番下の窓口回収です。

副会長 その中に個人情報が残ってしまっているものもあるかもしれないから、念のため本審議会の承認を得た上でやりたいと。

廃棄物対策課 そうです。

委員 福祉作業所というのは市内にある福祉作業所全部ですか。

廃棄物対策課 最終的にはそういうことも考えていますが、まずは一か所を試みとして選定して実施したいと考えています。

委員 福祉作業所にはどのような作業を依頼するのですか。

廃棄物対策課 主に分解です。レアメタルなどの金属部分とプラスチック部分を大まかに分け、それを今度は認定事業者福祉作業所から引き渡して収入を得るといふ形になります。ですから、あくまでも分解だけで、組み立てとかは行わず、単にプラスチックと金属を分けるような作業形態となります。

委員 先ほどガラケーとおっしゃいましたが、ガラケーでもスケジュール表とか、電話帳には住所から生年月日から全部入りますよね。完全に自己責任でデータを取り外してから持ち込みということ、もう一つは持ってきたときに破壊するということですが、破壊するときは作業員は1人ですか。

廃棄物対策課 今、各携帯会社でもどの部分に穴をあけたら消去できるというのがありまして、それと同様の機械を用いて、穴をあけるという体制を整えております。

委員 それは福祉作業所の方で行うのですか。

廃棄物対策課 それは市に引き取った段階で行います。分別一覧表や市の広報でも、必ず個人情報を出して出すということになっておりますので、それが前提にはなっています。ただ万が一ということもありますので、その可能性を含めて今回お諮りしている次第です。

委員 あり得ないと思いつつ質問したのですが、そのあり得ないことでいろいろな事件が起きているので、その対策として、作業は一人でしないとか、必ず管理者をつけるとかそういったことをしているのかどうか。

廃棄物対策課 実際の作業におきましては、協定書の中に含ませていただいたとおり、作業責任者を設定いたしまして、作業の際にはその作業責任者が必ず作業の状態を確認します。それから外した部品につきましても、きちんと鍵のかかる倉庫に保管して、責任を持って保管することとなっています。そういったことを協定書でうたって、二重三重の個人情報の保護に気を付けて作業を実施したいと考えております。作業そのものも、福祉作業所の子どもたちですので、基本的にドライバーを使った簡単な作業をやっていただくことを想定しています。

副会長 個人情報として受け取るわけではないが、万が一ということもあるから、その辺りの注意については、協定書にも書いてあるとおりに注意はしていると思いますが、今あったような委員の意見にも留意してください。試みでまず1つの福祉作業所で始めるとのことですが、いつから始める予定ですか。

廃棄物対策課 ここでご審議をいただいてから、私どもの審議会にかけまして、具体的な形を決めて、今後は進めていきたいと考えています。早ければ今年度の9月ぐらいから始めたいと考えています。ただ、最終的には福祉作業所と認定業者との契約が必要となってくるので、その交渉期間如何によっては多少前後するかと思われれます。

副会長 いつまでやるのですか。

廃棄物対策課 試行期間についてはおおよそ1か月程度を考えております。

副会長 1か月经ったら複数の作業所でやるということですか。

廃棄物対策課 今年度についてはその1か所のみです。その1か所の作業状況を考えて、来年度、再来年度作業所が引き受けてくれて、ある程度部品の供給もできるということであれば、広げていきたいと考えています。

委 員 他の市町村の状況はどうですか。

廃棄物対策課 県内各市でもこういったことを検討していきたいといった動きはありますが、まだ始まったばかりなので、収集量の見極めや福祉作業所との交渉調整等の関係もあって、やりたいという意思はあっても今年度や来年度から始めるという動きはまだありません。

委 員 福祉対策としてはよいと思います。

廃棄物対策課 千葉県内ではすでに3市行っていますが、福祉作業所と市が直接やり取りをしてパソコンとか小型電子機器に特定したものとかはおそらく県内でも初めてだと思いますし、全国的にも珍しい取り組みだと思っております。ですからモデルケースにはなり得ると考えています。

副会長 本審議会は個人情報保護審議会ということで、施策としては非常によいですが、まず市の方で個人情報を消去した上で福祉作業所に引き渡して、なおかつ個人情報が残っている可能性があることについて、慎重に扱うという協定を締結して、気を付けて進めていくということですね。

廃棄物対策課 そうです。

委 員 15ページを見ると、パソコンは回収していない自治体がありますが、佐倉市では対象にする理由はなんですか。もう1つ、窓口や回収拠点に集まったものをどのような形で福祉作業所が受け取るのですか。船橋市は鍵を預けているとのことですが。最後に、こういうことをするというのを市民の方にどのように広報する予定ですか。

廃棄物対策課 パソコンを回収対象とした理由ですが、小型家電リサイクル法の中では、本来対象品目には含まれていませんが、レアメタルの回収やリサイクルを図るのが法の目的なので、佐倉市ではパソコンにもそういったものがたくさん含まれていることから、小型家電のリサイクルの拡大を図るという意味で、パソコンの回収を対象としました。

それから、受け渡し方法ですが、窓口にて回収したものについては職員から直接引き渡し、回収拠点については、回収ボックスの鍵を渡して管理していただいた上で回収に回っていただきます。鍵の受け渡しの際には、鍵の番号等を控えた鍵の受け渡し表を作成し、鍵の引き渡しをします。市民へのPRについては、これが本格稼働となった際には佐倉市の広報や議会への報告、ホームページやチャンネルさくら、できれば地域新聞等にも積極的に情報提供して掲載していければというのを考えています。

委員 回収のペースとかも作業所に任せるのですか。

廃棄物対策課 それぞれの拠点によって一杯になるペースも違うので、そこはお任せしようと考えています。ちなみに、乾電池の回収とかは職員が回っているので、箱から物が飛び出しているなどの好ましくない状況があれば、福祉作業所に連絡して対応してもらうことを考えています。

委員 ボックス回収の場合は持ち込んだ人が個人情報情報を消去したかどうかは確認できないのですか。

廃棄物対策課 できません。

委員 ボックスにはデータを破棄したものを入れるということですよ。ただ、物そのものが盗難にあうことが心配ですが。廃品回収会社が持って行ってしまうようなことはないのでしょうか。

廃棄物対策課 本庁の1階にもありますが、1回入れたら出せないような構造になっています。デジタル家電のようなものがあると、業者の抜き取り行為の心配があるので、うちのボックスは鍵をして、第三者が取れないような構造となっています。

委員 拠点回収の時には個人情報破棄されているかどうか分からないということが一番の問題だと思います。それを市の方で破壊するというシステムにはできませんか。

廃棄物対策課 回収拠点が11か所あるということと、量があるということがあるので、それを市の職員が行うとかなり時間を要すると思われれます。そもそもゴミの排出までは市民の皆さんに責任を持っていただくという前提がありますので、その中で必ず個人情報は消して出してくださいということをお伝えしており、それを前提として考えていますので、市が全部の機器を破壊するということは考えておりません。

委員 そうなりますと情報が流れたときは個人の責任という考え方ですね。

廃棄物対策課 最終的には我々としては情報を消してくださいと消してなかった個人の方の責任ということにもなるかと思いますが、流出の内容によっては市民以外の方の責任を問われることもあるかもしれませんので、それを想定しまして、協定書の中に十分な個人情報の保護を前提として注意して保管していただく、ということをお掲げしている次第です。

委員 その前に破壊できればよいのですが。

廃棄物対策課 話は脱線してしましますが、以前不法投棄でパソコンがあったときに、電源を入れたら起動して持ち主がわかったという例もあります。人によっては情報なんて関係ないということで、不法投棄してしまうような事例もあります。本来は自分で自分の身を守るという意味では消しておいていただくとありがたいと考えております。

委員 そこで流れてしまった場合に、市なり作業所なりの不備が問われる。そこが問題ですね。市民の適切でない処理だったかもしれないけれど、そこで作業している人や市の管理が問題とされてしまうのだから、破壊するというのが事前にできればよいのですが。

廃棄物対策課 おっしゃるとおり市民が消さなければいけないものが、収集されて、福祉作業所で流出したということになりますと、福祉作業所の責任ということになりかねません。そうしたことがないように、なるべく福祉作業所に責任が及ばないようにということで、市と福祉作業所で気をつけ

て実施しましょうということで、協定書の中に注意すべき事項を盛り込んで作業に当たりたいと考えています。確かに物理的に破棄した上で引き渡すということが理想ですが、我々としては、時間的な部分や作業的な部分の問題があり、また、当然ながら分解作業していく中で部品が個々に分けられてしまいますので、分けられた段階でもう個人情報の抽出が難しくなってくるという点もありますので、それを踏まえて今回の協定内容や事業内容を考えました。

副会長 そのとおりだとは思いますが、委員が指摘したとおり、回収ボックスでやる時に排出者の自己責任が原則だけど、全員がちゃんとやっているとは限らなくて、回収ボックスの管理は福祉作業所をお願いするときに、それは市が保有している個人情報であることは間違いなくて、それがあとで漏れたときのことを心配されているわけで。おっしゃっていることは間違っていないと思いますが、各委員が感じている心配を払しょくするようにご努力いただいた方がよいかと思います。そういうことを含めまして、この件は、審議会としましては、委員のご意見を聞いていると、心配はあるけれど福祉作業所が技術的な事業をするという面でもよいことだとは思っているので、答申としては、そういった心配な点は気を付けて進めていただきたいというような内容でよろしいでしょうか。

回収ボックスについては、鍵も福祉作業所にお渡しして、しかも排出者の自己責任が原則という点は、個人情報の保護の面でもう少し何とかお気を付けいただいてもよいのではという意見が複数出ていますので。

事務局 以前担当課とも打合せをしましたが、委員からご指摘のことについてこういったやり方を周知していくということや、また、小型家電を出す際には個人情報を消してくださいということも併せまして、そちらの周知も図っていくという話もしておりましたので。

副会長 元々が個人情報として回収するものではないという前提であることは間違いがないから、そんなに事故として想定されるのは多くないですが、ただ、各委員がおっしゃっていただいたことは気にしていただければと思います。審議会の答申としましては、福祉作業所における小型電子機器等の分解・分別作業の実施に係る個人情報の入った可能性のある小型電子部品を福祉作業所に提供することについて、個人情報保護条例の第9条第1項第5号の規定により、注意して進めていただくということでもよろしいでしょうか。

(各委員了承)

廃棄物対策課 細心の注意を払って行っていきたいと思います。

〈廃棄物対策課、障害福祉課退室〉

(2) 佐倉市個人情報保護条例の改正について (諮問)

副会長 それでは審議事項(2)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (諮問書朗読)

改正の趣旨ですが、いわゆる番号法が公布されまして、平成27年10月から段階的に施行されることとなっています。個人番号が付番されまして、行政運営の効率化や住民の手続の簡素化を目的としているものですが、個人番号については、その他の個人情報よりも厳格な保護措置を講じる必要があります。国の行政機関においては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律により個人情報の取扱いが定められていますが、番号法の読み替え規定により、個人番号をその内容に含む個人情報、これを特定個人情報といたしますが、これについては、一般の個人情報よりも厳格な保護措置が講じられることとなっています。地方公共団体においては、番号法の読替規定は直接適用されませんが、番号法第31条において、地方公共団体においても番号法及び保護法の趣旨を踏まえて必要な措置を講ずることが求められています。このため、その趣旨にのっとり、佐倉市個人情報保護条例についても一部改正をしようとするものです。

主な改正の項目ですが、特定個人情報の収集、目的外利用の取扱い、提供についての取扱い、利用停止請求等について改正を行います。

一部改正の内容ですが、条例第2条で用語の定義が規定されていますが、特定個人情報、情報提供等記録、保有特定個人情報の定義を加えます。特定個人情報は、番号法第2条と同様の定義とします。情報提供等記録は、番号法第23条において情報提供及び照会を行ったときはその記録を保存しなければならないとなっており、その保存されている記録について定義します。保有特定個人情報は、保有個人情報が既に条例で定義されていますが、そのうち特定個人情報に係るものについてを別に定義します。次に、条例第7条の収集の制限について、特定個人情報の

収集については、番号法第20条の規定により、番号法第19条の各号に該当する場合のみ認められています。現行条例においては、収集については保有個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならないと規定しておりますが、特定個人情報については、番号法に定めのある場合しか収集保管できないので、特定個人情報の収集については、番号法第20条を適用する旨を規定します。

条例第8条の特定個人情報の利用の制限について、こちらについても、現行の条例に例外規定がありますが、番号法においては、特定個人情報は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときのみに限られていますので、第8条の規定から保有特定個人情報については除くこととし、条例第8条の2を新設し、保有特定個人情報の利用の制限については、番号法に合わせたものとします。情報提供等記録については、目的外に利用されることが想定されないので、目的外利用は認めないこととします。次に、条例第9条の提供の制限について、提供が認められる場合が条例のただし書に定められていますが、特定個人情報の提供については、番号法第19条各号に該当する場合のみとされていますので、これに合わせた改正をします。利用停止請求については、現行条例においては、収集の制限に対する違反、利用の制限に対する違反、提供の制限に対する違反があった場合に利用停止請求ができることとなっていますが、特定個人情報については、読替後の行政機関個人情報保護法に合わせて、利用制限に対する違反、収集制限・保管制限に対する違反、ファイル作成制限に対する違反、提供制限に対する違反があったときに請求できることとします。情報提供等記録については、法に合わせ、利用停止請求は認めないこととします。

大きな改正点としては以上ですが、それ以外に個人情報の訂正請求権について、もし訂正を行った場合はその旨を総務大臣と情報照会者、情報提供者に通知することについて規定します。また、条例第55条の他の制度との調整について、個人情報保護条例とは別の法令等で開示請求が認められている場合はそちらを利用するよう調整規定が設けられています。今後、マイナポータルというシステムで情報提供等記録の開示を行うことができるようになりますが、特定個人情報についてはその重要性に鑑みて、マイナポータルで開示ができる場合についても、条例による開示も併せてできるようこの調整規定からは除くものとします。主な改正内容は以上となります。なお、本件について、6月5日から22

日まで意見公募を行っておりますが、意見等は特にございませんでした。また、本改正案につきましては、8月議会へ上程することを予定しております。

副会長 番号法ができるということで、個人情報保護条例をそれに合わせて改正するということですが、ご不明な点等がございましたら各委員からお願いします。

委員 第9条ですが、第9条第4項が問題となるのは具体的にはどういうときですか。主語が分からないというか、実施機関が実施機関以外のものに提供する場合というのは…。

事務局 実施機関というのが市長や教育委員会等の執行機関等となりますが、当該実施機関以外のものに特定個人情報を提供する場合は、番号法第19条の規定に定めるところによるというものです。

委員 第9条の柱書の部分では、実施機関が実施機関以外のものに提供することをしてはならない、となっておりますが、条文の中にあると少し分かりづらいかと思います。第8条は分けていますよね。してはならないと言いつつも、ここに少し違和感がある。

もう少し分かりやすい書きの方がよいと思います。原則してはいけないというのがこの書き方だと分かりにくいので、第19条に定めるとき以外は提供してはならない、とかそういう書きぶりの方が分かりやすいのではないのでしょうか。

事務局 ご指摘いただいた部分につきましては、まだ法規の担当とも詰めきれていない部分もありますので、ご意見等を踏まえまして今後検討してまいります。

副会長 意見のあった部分については、法規担当と十分な検討を行ってください。この条例案は8月議会に上程を予定しているということですのでよろしいですか。

事務局 はい、その予定で進めております。

委員 なかなか勉強していないと難しいですが、個人情報保護条例を番号法

に基づいて改正するというのは、市長部局内でのやり取りとかは関係ないのですか。たとえば市長部局と教育委員会とかのやり取りをするときは番号法第19条が関係すると思います。番号法に基づいて行っていると思いますが、あらためて条例を制定しなければならないというのが分かりづらいと思います。情報提供ネットワークシステムの場合は、自治体とそれ以外の機関とのやり取りは法律に基づいて行うこととなるのではないですか。

事務局 前提としましては、国においては、個人情報保護法と行政機関個人情報保護法という法律が一般法としてありますが、このほかに番号法ができて、今後付番されるマイナンバーと呼ばれる個人番号を含む個人情報については、一般の個人情報よりも更に厳格な取扱いをすることが番号法に規定されており、番号法の規定が直接地方公共団体に適用される条文もあります。直接適用される部分と、一般法である行政機関個人情報保護法を読み替えて、特定個人情報を扱う場合はこのように読み替えます、という部分が法律には適用されますが、市町村が定めている条例は様々であり、一律に適用ができませんので、番号法第31条で市町村も法律の趣旨を踏まえて条例を改正するよう要請がなされており、今回はこの規定に基づく改正となります。実施機関の内部でやり取りをする場合は、現在の個人情報保護条例ですと第8条において、実地機関の内部であっても個人情報は原則的には目的外に利用してはならず、法令の規定がある場合や、本人の同意がある場合等は利用できるというようにただし書に規定されています。番号法の場合は、目的外に利用できるのは人の生命、身体、財産を守るために必要な場合で、本人の同意がある又は同意を得ることが困難な場合に限るというように厳格化されていますので、佐倉市でも特定個人情報を利用する場合は、第8条の2という規定を設けて、現行の個人情報保護条例よりも更に厳格な取扱いをするというような趣旨となります。

副会長 マイナンバーの場合、特定個人情報の保護については現行の条例に加重するということですね。

それでは、佐倉市個人情報保護条例を番号法の制定に伴って改正するということをございますけれども、先ほどご指摘のありました分かりやすい条文を心掛けていただくということを踏まえた上で、諮問にしたがって条例の改正を進めていただくということによろしいでしょうか。

(各委員了承)

副会長 では全員一致ということですので、よろしく申し上げます。

2 報 告

(1)平成26年度情報公開制度の実施状況について

副会長 次の報告事項(1)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 平成26年度佐倉市情報公開制度実施状況報告書に基づいて報告します。平成26年度の開示請求の処理状況ですが、述べ98人の方から請求があり、337件の公文書について開示をしております。開示の内容については、全部開示が181件、部分開示が141件、不存在が10件、取下げが5件となっております。

実施機関別開示請求に係る公文書の内容及び件数ですが、市長部局で273件ございました。主なものとしては、企画政策部の大学誘致等に関する文書等が78件、総務部においては、採用試験に関する文書等が69件ございました。上下水道事業管理者は48件、議会については、政務活動費に関する文書が11件、選挙管理委員会1件、教育委員会4件で、合計337件というような状況となっております。

不開示理由別内訳ですが、平成26年度に部分開示及び不開示となった事例は151件ございます。不開示の理由ですが、個人情報によるものが127件となっており、次いで法人等情報が78件となっております。その他第6号の事務事業執行情報が4件というような内訳となっております。開示請求者の状況ですが、平成26年度は98人の方から請求があり、公文書の件数は337件と報告させていただきましたが、1人当たりの平均公文書数は約3.4件となっております。請求者の内訳ですが、市内にお住まいの方が61人、市外の方が5人、法人等が32という内訳となっております。

情報公開審査委員に対する不服の申出は、平成26年度におきましては、不服の申出は0件、相談・要望等の件数は1件ございました。

市政情報の公表ですが、平成26年度において、市政情報の公表に関する要綱第3条各号に該当するものとして、443件の市政に関する情報を公表しています。主な内容として、一番多いのが第12号その他の市長ダイアリー、会議録等が267件あります。その他は主要事業、環境、保健衛生等に関する情報が主な内容として挙げられます。公表の方

法ですが、市政資料室に配架しているものが312件、ホームページで周知しているものが325件という状況となっております。

審議会等の会議の公開に関する運用状況ですが、平成26年度におきましては、55の審議会等が128回の会議を開催しております。公開した会議の回数は116回、非公開とした会議の回数は12回です。その他に7の審議会から会議において個人情報を取り扱うこと等を理由として、その全部を原則として非公開とする旨の決定書が提出されております。これらの審議会等の会議の回数は255回あり、うち233回が介護認定審査会となっております。市政資料室の利用状況ですが、平成26年度は4,871人の方に利用されております。

続いて、平成26年度情報公開制度実施状況報告書の資料編がございしますが、具体的な開示請求の処理状況一覧等が記載されており、開示請求制度の実施状況について、平成8年度から平成26年度までの請求件数を載せております。平成25年度と比較しますと、平成25年度が請求件数63件、公文書件数が101件、平成26年度が請求件数98件、公文書件数が337件ということで、件数が増加しておりますが、平成25年度が比較的件数が少なく、平成26年度の件数が概ね例年どおりの件数と同数というように感じております。平成27年度につきましては、6月末現在の段階で開示請求の件数は26件となっております。

次に、主な内容とその割合について、過去の分に遡って記載しておりますが、平成26年度におきましては、職員給与に関する文書が49件あり、割合としては14.5%、保険証券に関する文書が39件で11.5%が、割合的に多かった内容となっております。その他、公表情報一覧表について具体的な内容を掲載しております。情報公開制度の実施状況報告につきましては以上となります。

副会長 ただ今の報告につきまして、各委員から質問等ありますか。

特にないようですので、次の報告事項である平成26年度個人情報保護制度運用状況について、事務局からお願いします。

(2) 平成26年度個人情報保護制度の運用状況について

事務局 続きまして、平成26年度個人情報保護制度運用状況報告書について報告させていただきます。保有個人情報取扱事務の届出等については、平成26年度末の保有個人情報取扱総数は636件です。内訳は、福祉部が112件と一番多くなっています。保有個人情報取扱事務の届出事項は、戸籍的事項が636件中635件で99.8%となっております。

ます。保有個人情報取扱事務に係る目的外利用の状況について、平成26年度に行われた目的外利用は4件です。なお、経常的な目的外利用として届け出られているものは除かれております。

保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況について、平成26年度において実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る外部提供は278件です。主な外部提供先については、警察署が144件となっており、刑事訴訟法第197条第2項による照会となっております。

保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求の件数並びにその処理状況ですが、平成26年度は13人の方から開示請求がありました。請求件数13件に対し、公文書の件数は21件、全部開示が12件、部分開示が4件、条例第16条各号に該当する不開示が4件、取下げが1件となっております。訂正及び利用停止請求の件数及びその処理状況については、平成26年度はありませんでした。

口頭による開示請求の実施状況について、職員採用試験の結果について口頭による開示請求を実施しておりますが、平成26年度職員採用試験の口頭による開示の実施状況は、上級職については、対象者数244名のうち11件ありました。専門職については、対象者44人に対し請求はありませんでした。最後に、個人情報保護委員に対する不服の申出ですが、平成26年度はありませんでした。

資料編の中で、外部提供の状況や、目的外利用の状況について一覧で掲載しておりますが、個人情報保護制度の運用状況について、平成17年度からの実績を載せています。平成26年度は請求件数13件、公文書件数21件で、例年どおりの件数となっております。報告については以上です。

副会長 ただ今の報告につきまして、各委員から何かご質問はありますか。
目的外利用4件は具体的にはどのようなものですか。

事務局 資料編2ページに記載しておりますが、児童青少年課が保有している児童手当、児童扶養手当の支給状況等の情報について、社会福祉課の生活保護の援護措置事務において利用したものなどとなっております。

副会長 分かりました。以上で報告事項は終了ですが、他に何かありますか。

委員 要望というか、マイナンバー制度が始まり、今後徐々に医療分野に広がることが予定されているなど内容が充実していくと思いますが、12

ケタの中にいろいろな情報が入ってきてしまう。そうすると、年金機構の問題もありますが、やはり今非常に厳しく対処していかなければならないと思う。そういう意味で、行政管理課の方で市の職員の意識の啓発をしっかりとやって、緊張した形で情報の取扱いをしていただきたい。そうすることによって、市民がマイナンバー制度についての安心を得られると思うので、これから大変だとは思いますが、一つ気持ちを引き締めていただければと思う。

事務局 個人情報取扱いにつきましては、番号制度が始まるに当たって、より一層の啓発が必要になると考えています。佐倉市でも過去に委託業者から個人情報が漏れたことなどもございましたので、他市町村や年金機構からの流出の事例等を示して、庁内での啓発についてこれまで以上に努めてきたところです。また、委託契約をする場合の個人情報取扱特記事項について、番号法に対応できるように全面的な改正なども行っており、国からも、番号法ができたことにより、個人情報の取扱いの指針ですとかそういったものも検討するように言われておりますので、その辺りも今後検討してまいりたいと考えております。そういったことなども踏まえまして、より厳格な取扱いについて周知してまいりたいと思っております。

委員 事務処理だとか運用で事務が簡素化される、あるいは市民のいろいろな手続が簡素化されるという、ある意味ではよい制度だと思いますが、それだけにより一層気を付けていただきたいと思います。

副会長 事務局の方でも今のご意見を踏まえて進めていってください。
それでは、他にないようですので、本日の審議会を終了いたします。

平成27年度第1回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会
次 第

平成27年6月26日（金）

午後3時30分から

佐倉市役所1号館3階会議室

1 審 議

(1) 福祉作業所への小型電子機器部品の提供について（諮問）

(2) 佐倉市個人情報保護条例の改正について（諮問）

2 報 告

(1) 平成26年度情報公開制度の実施状況について

(2) 平成26年度個人情報保護制度の運用状況について

傍 聴 要 領

佐倉市情報公開・個人情報保護審議会

1 傍聴手続

- (1) 傍聴の受付は、当日、会場で先着順に行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (2) 傍聴の受付は、会議開始15分前から会議開始までとします。

2 会議を傍聴するに当たって、守っていただく事項

- (1) 静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないでください。
- (2) 発言、質問等はしないでください。
- (3) 携帯電話、PHSその他これらに類する機器は使用しないでください。
- (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (5) 張り紙、プラカード等を携帯しないでください。
- (6) はち巻、腕章等を着用しないでください。
- (7) その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為はしないでください。

3 会場の秩序維持

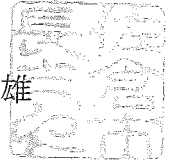
- (1) 会長及び職員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が上記2のことをお守りいただけない場合は、会長が注意し、なおこれに従わない時は、退場していただく場合があります。

27佐廃第166号

平成27年6月18日

佐倉市情報公開・個人情報保護審議会
会長 覺 正 豊 和 様

佐倉市長 蕨 和 雄



福祉作業所への小型電子機器部品の提供について（諮問）

佐倉市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定により、関係書類を添付の上、下記の事項について諮問します。

記

- 1 福祉作業所における小型電子機器等の分解・分別作業の実施に関わり、個人情報の含まれた可能性のある小型電子機器部品を福祉作業所に提供することについて

別添資料

1 審 議

(1) 福祉作業所への小型電子機器等の提供について

1 事業の目的及び諮問理由

平成 25 年 5 月 24 日付けで、千葉県健康福祉部障害福祉課長から「使用済小型家電のリサイクルに係る障害者就労施設等の活用について」の依頼が各市町村宛にありました。(7 ページ)

これは、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」及び「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」等の趣旨を踏まえ、障害者就労施設等の受注機会の増大、障害者の就労支援及び自立の促進等を目的として、使用済み小型電子機器等の再資源化に係る業務において障害者就労施設等を活用するよう依頼がなされているものです。

また、同日付けで、千葉県環境生活部資源循環推進課長からも通知があり、処理後物を認定業者に引き渡すことなどを条件とすることにより、引渡先として適切と判断できる場合は、障害者就労施設への引渡しが可能である旨が通知されています。(5 ページ)

これらを受け、適切な福祉作業所を選定した上で、福祉作業所における小型電子機器等の分解・分別及び売却を行うことにより、障害者の就労に必要な能力の向上及び就業機会の拡大を図ると共に、安定的な施設運営へ向けた支援を行い、併せて本事業を市民へ周知することにより、小型家電リサイクルの周知と推進を図ることを目的とするものです。

なお、小型電子機器等の排出に当たりましては、排出者（市民）にあらかじめ個人情報等のデータを破壊又は消去することをお願いしていることから、小型電子機器等に個人情報が含まれている可能性は低いものと考えております。しかし、データが消去等されていない可能性も考えられることから、佐倉市個人情報保護条例に規定する個人情報の提供に当たる可能性もあるため、佐倉市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定により、福祉作業所に小型電子機器等を提供することについて、佐倉市情報公開・個人情報保護審議会に諮問するものです。

2 事業概要

現在、市の作業員が小型電子機器等の収集と佐倉市、酒々井町清掃組合への運搬を行い、当組合において入札の上、機器等の形状を保ったまま国の認定を受けた業者（認定業者）へ売却しています。

今後は、廃棄物対策課の窓口で回収したパソコン、携帯電話及び拠点回収したビデオカメラ、ゲーム機などの小型電子機器等を福祉作業所へ無償譲渡し、福祉作業所が分解と分別を行った上で認定業者へ売

却します。売却益は福祉作業所の収入とします。

小型電子機器等の譲渡については、福祉作業所の職員等が廃棄物対策課及び拠点回収から直接引き取ることにより行いますが、これにより生じた市清掃作業員の余力を、ほかの清掃事業に充てることができます。

3 小型電子機器等の無償譲渡理由

本事業の目的は、福祉作業所における小型電子機器等の分解・分別及び売却を行うことにより、障害者の就労に必要な能力の向上及び就業機会の拡大を図ると共に、安定的な施設運営へ向けた支援を行い、併せて本事業の市民への周知により、小型家電リサイクルの周知と推進を図ることにあることから、本事業を実施する上で必要となる小型電子機器等を、支援に係る給付の一環として福祉作業所へ無償にて提供しようとするものです。

4 市と福祉作業所の協定締結

本事業は、排出者（市民）により個人情報があらかじめ破壊又は消去された小型電子機器等を対象としていることから、小型電子機器等に個人情報が含まれている可能性は低いものと考えております。しかしながら、データ等が消去されていない小型電子機器等が回収されている可能性もあるため、本業務の開始に当たっては、個人情報の取扱いを付記した事業協定書を市と福祉作業所の間で取り交わすことにより、個人情報の適正な取扱いを担保しようとするものです。（17ページ）

また、小型電子機器等の拠点回収に当たっては、個人情報を消去した上で排出するよう引き続き周知を図ってまいります。

なお、福祉作業所と認定業者においては、分解・分別した小型電子機器等の売買契約を別途締結します。

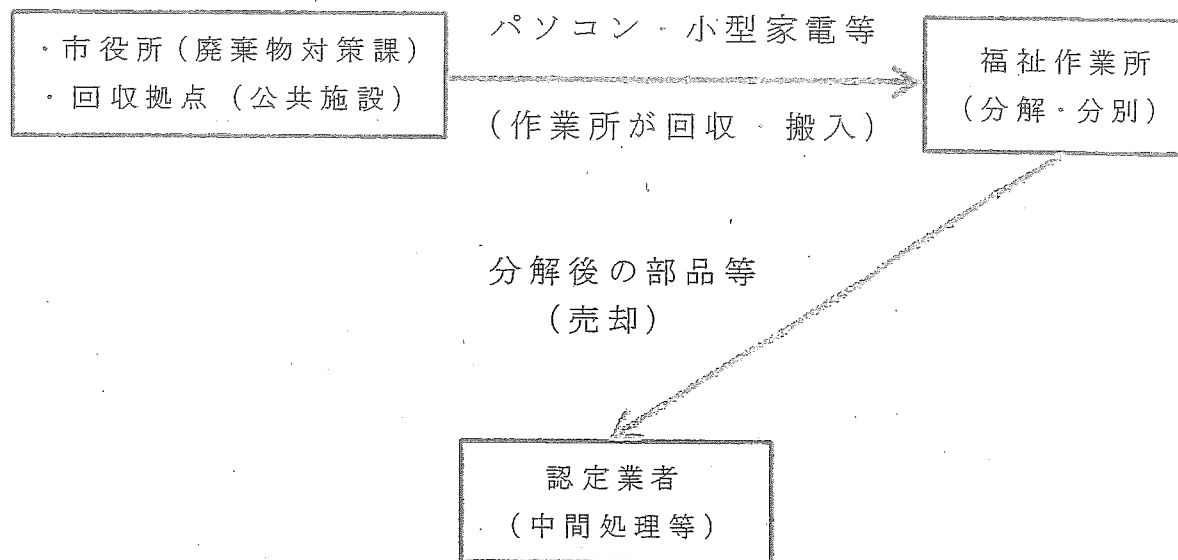
5 平成26年度回収実績

- ・ 携帯電話：110 kg
 - ・ パソコン：1,120 kg
 - ・ その他電子機器：300 kg
- 合計 1,530 kg

6 事業開始までのスケジュール（予定）

- ・ 6月下旬 個人情報保護審議会における審議
- ・ 7月上旬 佐倉市一般廃棄物減量等推進審議会における審議
- ・ 7月下旬 市、福祉作業所及び認定業者による協議
市と福祉作業所の協定締結
- ・ 8月上旬 作業指導、施行作業開始
- ・ 9月上旬 本格作業開始

<事業フロー図>



<事業の実施における法規上の確認>

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）関係

1. 福祉作業所は、廃掃法第7条第6項に定める一般廃棄物処分量の許可を必要とするか。

⇒使用済小型電子機器等再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）第13条第1項（認定事業者等に係る廃棄物処理法の特例）により、許可を受けずに再資源化に必要な行為を行うことができる。

2. 福祉作業所は、廃掃法第8条に定める一般廃棄物処理施設の許可を必要とするか。

⇒処理能力5トン／日以下であれば、許可は必要ない。

○使用済小型電子機器等再資源化の促進に関する法律

（小型家電リサイクル法）関係

1. 小型家電リサイクル法第5条において、「市町村は、回収した小型電子機器等は再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない」としているが、回収した小型電子機器等を福祉作業所へ引き渡すことは問題ないか。

⇒平成25年5月24日付け資循環第99号（発信者：千葉県環境生活部資源循環推進課長）の3として、分解処理した部品等を認定業者へ引き渡すことなどを条件とすることにより、引渡先として適切と判断できる場合には、福祉作業所等への引渡

しが可能であるとしている。

2. 福祉作業所の職員が、廃棄物対策課の窓口や回収拠点（公民館などの回収ボックス）から小型電子機器等を直接回収することは、1の回答と同様に、引渡先として適切と判断できる場合には、福祉作業所等への引渡しが可能であると考えてよいか。

⇒市において、福祉作業所が直接回収することが、回収物の個人情報保護や施設管理（市施設内への立ち入り）の面などにおいて問題はないと判断できれば、1における回答と同様に実施可能である。

※以上の確認は、千葉県生活環境部循環型社会推進課に対し実施した。

◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）

（一般廃棄物処理施設の許可）

第八条 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設で政令で定めるもの（以下単に「ごみ処理施設」という。）、し尿処理施設（浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。）及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者（第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。）は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

（一般廃棄物処理業）

第七条

6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

◆使用済小型電子機器等再資源化の促進に関する法律（抄）

（地方公共団体の責務）

第五条 市町村は、その区域内における使用済小型電子機器等を分別して収集するために必要な措置を講ずるとともに、その収集した使用済小型電子機器等を第十条第三項の認定を受けた者その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。

各市町村廃棄物・リサイクル担当課長 様

千葉県環境生活部資源循環推進課長
(公印省略)

使用済小型家電のリサイクルに係る障害者就労施設等の取扱い
について (通知)

日頃、廃棄物・リサイクル施策の推進につきましては多大な御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さてこの度、別添(写)のとおり平成25年5月24日付け障第766号により県障害福祉課長から各市町村障害保健福祉主管課長あて依頼をしたところです。

つきましては、使用済小型家電のリサイクルに係る障害者就労施設等の取扱いは、下記のとおりとなりますので、御留意の上、適切に対応願います。

記

- 1 小型家電リサイクル法第5条の規定により、市町村は分別収集した使用済小型家電を認定事業者その他再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならないこと。
- 2 認定事業者以外の再資源化事業者に引き渡す場合には、引渡先として適切であるか確認する必要があること。
(別添1 [市町村-認定事業者の契約に係るガイドラインから抜粋] 参照)
- 3 処理後物を認定事業者に引き渡すことなどを条件とすることにより、引渡先として適切であると判断できる場合には、障害者就労施設等への引渡しが可能であること。
(別添2 [伊勢原市の取組事例] 参照)

千葉県環境生活部資源循環推進課
事業推進班 担当：丸山
TEL：043-223-2760 FAX：043-221-3970
e-mail：e-haiki@mz.pref.chiba.lg.jp



障 第 7 6 6 号
平成25年5月24日

各市町村 障害保健福祉主管課長 様
(政令・中核市含む)

千葉県健康福祉部障害福祉課長
(公印省略)

使用済小型家電のリサイクルに係る障害者就労施設等の活用について (依頼)

日ごろ、障害福祉施策の推進につきまして、多大な御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年4月1日付で「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(以下、「小型家電リサイクル法」という。)が施行されました。この法律は使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るための法律です。

また、障害者就労施設等は、障害者が地域での生活を実現するための「福祉的就労の場」として重要な役割を果たしているところですが、昨今の厳しい経済情勢の中、多くの施設では運営状況が厳しく、また利用者に支払われる「工賃」も低額とならざるを得ないという状況となっております。このため、県では「千葉県工賃向上計画」に基づき、千葉県障害者就労事業振興センターに委託し、工賃向上に取り組んでいるところであります。

そして、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(以下、「障害者優先調達推進法」という。)が同じく平成25年4月1日付で施行されました。これは地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に関し地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るために必要な事項等を定め、需要の増進等を図り、障害者の自立を促進するための法律です。

小型家電リサイクル法第5条では、市町村は分別して収集するために必要な措置を講ずるとともに、再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならないとされているところです。また、市町村は障害者優先調達推進法第4条では、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならない、第9条では障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための調達方針を作成し、調達方針に即した調達を行うものとされています。

つきましては、両法律の趣旨をご理解いただき、障害者就労施設等におけるリサイクル事業について、貴市町村廃棄物・リサイクル担当課と調整の上、別紙1で例示したような、障害者就労施設等を活用することにより、障害者の就労支援及び官公需発注に努めていた

だけですようお願い申し上げます。

なお、別添（写し）のとおり平成25年5月24日付資循第99号により県資源循環推進課長から各市町村廃棄物・リサイクル担当課長へ通知していますことを申し添えます。

また、別紙1の取組に関する御質問・御相談は別紙2記載の千葉県障害者就労事業振興センターまたは下記担当まで御連絡下さい。

千葉県 健康福祉部 障害福祉課

施設指導班 担当：中嶋

TEL：043-223-2308 FAX：043-222-4133

e-mail：k.nkjm30@pref.chiba.lg.jp

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律の概要

(平成24年6月20日成立、同6月27日公布)

1. 目的 (第1条)

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体 (以下「障害者就労施設等」という。) の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

2. 国等の責務及び調達の推進 (第3条～第9条)

<国・独立行政法人等>

優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務

基本方針の策定・公表 (厚生労働大臣)

調達方針の策定・公表 (各省各庁の長等)

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表等

<地方公共団体・地方独立行政法人>

障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務

調達方針の策定・公表

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表

3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等 (第10条)

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供 (第11条)

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

5. その他 (附則第1条～附則第3条)

(1) 施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 検討

政府は、以下の事項について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

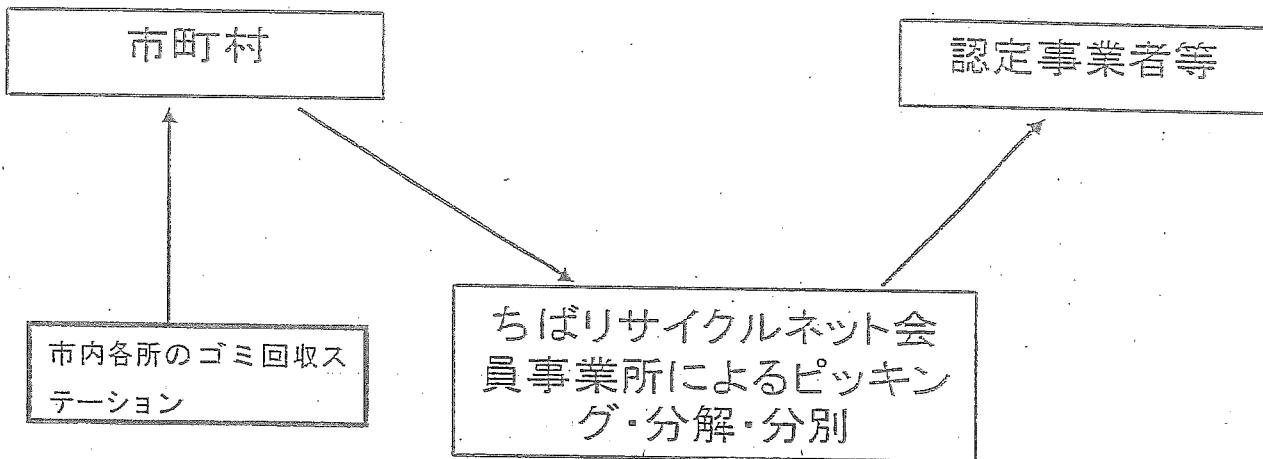
- ① 障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方
 - ② 入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入
 - ③ 税制上の措置
- 国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

障害者就労施設等を活用した小型家電リサイクル

県障害福祉課では、千葉県障害者就労事業振興センター（以下、振興センター）に委託し、障害者の工賃アップに取り組んでいます。振興センターが事務局となっている「千葉県障害者福祉事業所リサイクル事業ネットワーク協議会（ちばリサイクルネット）」では県内の障害者就労施設等が協働してリサイクル作業に取り組んでいます。

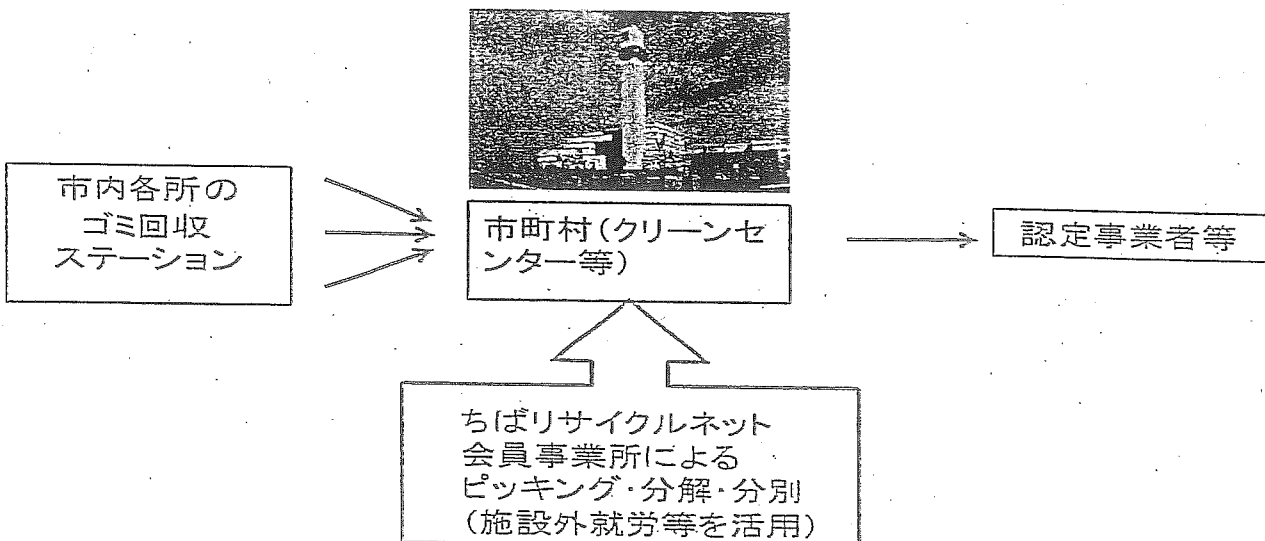
ケース1

市町村が回収した小型家電を、市町村から「ちばリサイクルネット」会員の障害者就労施設等へ提供し、分解等を行い、「ちばリサイクルネット」から認定事業者等へ提供する。



ケース2

「ちばリサイクルネット」会員の障害者就労施設等が施設外就労として市町村クリーンセンター等で分解・分別等に従事



<市町村障害福祉行政でのメリット>

- A : 障害者優先調達推進法の調達方針に盛り込み、かつ施策・官公需調達実績となる
- B : 障害者の就労支援施策となる（千葉県工賃向上計画に係る市町村の取組みにもなる）

<市町村リサイクル行政でのメリット>

- A : 市町村のピッキング・分解・分別等の人件費（委託費）削減
- B : 分解・分別をすることで資源回収率が高まり、市町村から認定事業者へ付加価値の高い資源として売却できる可能性（回収コストへの充当）
- C : 機械による破碎等に比べ、手分解作業なので環境負荷が低く環境にやさしい

障害者就労施設等とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に規定される障害福祉サービス事業所を中心とした、例えば以下の事業所をいいます。

障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

就労移行支援事業所

就労継続支援A型事業所

就労継続支援B型事業所

生活介護事業所

地域活動支援センター

小規模作業所

*別紙2で記載の障害者福祉事業所も上記のような事業所をいいます。

ちばリサイクルネットについて

福祉事業所の自立した協同事業で循環型社会構築に貢献

『ちばリサイクルネット』は、県内の障害者福祉事業所が協働して都市鉱山解体作業に取り組む事業体です！

- 障害者福祉事業所が使用済小型家電等のリサイクル事業に参画することにより、循環型社会構築に貢献することを目的とします。
- 資源リサイクル活動を通して障害のある人の能力を活用し、自立を支援することを目指します。
- 事業理念・目的に賛同する障害者福祉事業所が、互いに協力し会員となり自立した協働事業として推進します。

なぜ、都市鉱山解体作業を障害福祉事業所で行うのか

障害者福祉事業所の利用者工賃の原資となる収益事業は、自主製品作りや請負作業で、その完成度・生産性を高め、量こなす事で成り立っています。しかし、厳しい経済環境下、企業からの作業受注は難しく、また低い工賃で多くの量をこなす作業や納期への対応に追われています。不良品を出せない為に、利用者の能力によっては皆と同一の作業が出来ず、手が空いてしまったり、遊んでしまっているケースもときに見られます。

◆この都市鉱山作業においては、「作る」→「完成」ではなく「壊す」→「完成」という逆の発想の仕事です。このため、そもそも不良品を出すというリスクがほとんど無く、作業工程も多種にわたるので様々な障害特性に応じた作業が提供できます。また作業工程は「解体」を基本とするため、受注作業のように作業工程自体が変わったりすることはありません。

◆事業所の実情と力量に応じた自主的判斷で作業量が調整でき、利用者に対しても個別支援計画に基づいた作業プログラムの提供が実現できるため障害福祉サービス事業所にとって大変適性の高い作業と言えます。実際にこの作業を導入している事業所からも、利用者様の色々な課題にも改善の効果が出ているという報告があります。

障害福祉事業所での都市鉱山の有用性

- ◆ 多種な作業工程があるため、各障害特性に応じた作業提供ができます。(ex.) 道具が使える方ならばネジを外す等の解体磁石が持てれば鉄・非鉄の判断で分別をする 等々・・・
- ◆ 不良品を作ってしまう事が少ない作業ですので、利用者が自由に作業に取り組めます。
- ◆ 納期も内職等の受注作業に比べて緩く、作業に追われる事が無いので支援が疎かになりません。出来高に応じて収益が得られるため、解体品入手ルートが確保できれば安定した収入にもつながります。
- ◆ 作業導入初期費用が少ない(100円ショップ等の工具である程度揃えられます)。逆に、電動工具など専用工具をそろえる等、工夫次第で生産性を上げていく事ができます。

都市鉱山解体作業を後押しするもの

◆使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)

再資源化に関して国で枠組みをつくり、各市町村で「使用済み小型家電」の「回収」→「解体」→「再利用」を行う為の法律です。

この法律が施行されることで、誰がどのように解体をするのか?の部分に『ちばリサイクルネット』が県内に多数ある障害者事業所と連携をし、大規模工場に負けない解体処理を行うことで、この枠組みへ参加してゆきたいと考えています。

◆国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (障害者優先調達推進法)

国の機関が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定されました。

都市鉱山の作業に絡めて市町村が設置するクリーンセンター内での「使用済み小型家電」のピッキング作業や、行政から特例として直接解体品を障害者施設へいただけるようにしてゆきたいと考えています。

ちばリサイクルネットについてのお問い合わせは振興センターでお受けいたします。 〒260-0856 千葉市中央区亥鼻 2-9-3
Tel.043-202-5367

他市における福祉作業所への小型電子機器等分解・分別事業実施状況

項目	船橋市	市川市	柏市	伊勢原市
事業実施の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・県障害福祉課からの通知があったことと、協議会からのもちかけがあったことから検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市川市の廃棄物収集運搬許可事業者が組織する組合が、施設と提携している。市の関与はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉作業所から実施を望む声があったことから検討を行い、平成27年度から実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「かながわモデル」の第1号として平成25年1月から開始。
小型電子機器の引渡し方法	<ul style="list-style-type: none"> ・回収ボックス(市内4か所)から施設側が回収 ・鍵の管理は施設側 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の直営が回収し、クリンセンターへ集積。集積したものを組合の業者が施設へ搬入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 丸源起業(株)の事業所となった市内の福祉作業所が、市内の回収拠点から回収。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境美化センターで各施設が受け取る。
回収や作業に関する契約	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県障害者福祉作業所リサイクル事業ネットワーク協議会と協定書を締結。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小型家電回収に関する契約は、組合の事業者と地区ごとに個別に契約。 	<ul style="list-style-type: none"> 丸源起業(株)の事業所と回収及び処理に関する契約を締結。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3施設のうち、民間の2施設とは協定締結、市営の1施設は内部文書で依頼。
作業対象物	<ul style="list-style-type: none"> ・回収物すべて(特定対象品目等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・回収物すべて(特定対象品目等) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の選択に任せている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・回収物すべて(携帯電話、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ゲーム機、デジタルオーディオ、電子辞書、ポータブルDVDプレーヤー)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会からは、売却単価の高いパソコン携帯電話の回収要望がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンは回収していない ・今年度は試行実施中 	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンは回収していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンは回収していない ・回収品目の拡大を検討中
担当課	クリーン推進課	循環型社会推進課	廃棄物政策課	伊勢原市環境美化センター

(案)

小型電子機器等分解・分別事業に関する協定書

佐倉市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が回収するパソコン及び携帯電話等（以下「小型電子機器等」という。）を乙が引き取り、分解及び分別した上で認定事業者へ売却する事業（以下「小型電子機器等分解・分別事業」という。）に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、障害者の就労に必要な能力の向上及び就業機会の拡大を図ると共に、安定的な施設運営へ向けた支援を行い、併せて本事業を市民へ周知することにより、ごみの減量化とリサイクルの推進を図ることを目的とする。

(対象品目)

第2条 本協定書に定める小型電子機器等は、次の品目とする。

- (1) 廃棄物対策課窓口において回収した携帯電話、PHS、パソコン本体
- (2) 回収拠点においてボックス回収したUSBメモリ、ビデオカメラ、HDDレコーダー、デジタルオーディオプレーヤー、ICレコーダー、デジタルカメラ、ゲーム機、カーナビ等

(役割分担)

第3条 小型電子機器等リサイクル事業の円滑な運営を図るため、甲及び乙は、それぞれ次の各号に掲げる役割を分担するものとする。

- (1) 甲の役割
 - ア 廃棄物対策課窓口及び回収拠点のボックスによる小型電子機器等の回収
 - イ 市の広報やホームページ等による市民への小型電子機器等リサイクル事業の周知
 - ウ 回収した小型電子機器等の乙への無償引渡し
- (2) 乙の役割
 - ア 小型電子機器等分解・分別事業の実施に必要な従事者の確保
 - イ 廃棄物対策課窓口及びボックスからの小型電子機器等の引取り
 - ウ 小型電子機器等の適切な管理及び保管
 - エ 小型電子機器等の分解及び分別
 - オ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に則った認定事業者への分解及び分別をした小型電子機器等の売却
 - カ ボックスの鍵の管理及びボックスとその周辺の清掃

(案)

(事業実施における条件)

第4条 本事業の実施における条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 小型電子機器等リサイクル事業の実施場所は、佐倉市内とする
- (2) 乙は、ボックスが満杯となる前に小型電子機器等を引き取る
こと。
- (3) 乙は、甲から引き取り、分解及び分別した小型電子機器等を、
その他のそれと混在させないこと。
- (4) 乙は、甲から引き取り、分解及び分別した小型電子機器等を、
施設可能な保管庫等において保管すること。

(費用の負担区分)

第5条 小型電子機器等分解・分別事業の運営に要する費用は、第3条
の各号に規定する甲及び乙それぞれの役割に応じた負担とする。

(小型電子機器等の所有権)

第6条 甲が回収した小型電子機器等を無償で乙に引き渡したときは、
その所有権は乙に帰属するものとする。

(法令の運用等)

第7条 乙は、小型電子機器等分解・分別事業に係わる小型電子機器等
の分解及び分別等を行うための法令の運用及び公害対策並びに事故対
策等に関し、一切の責任を持って行わなければならない。

(報告)

第8条 乙は、小型電子機器等分解・分別事業の月ごとの実施状況を、
甲の指定する方法で、当該月の翌月の末日までに甲に報告しなければ
ならない。

(権利業務の譲渡等)

第9条 乙は、この協定によって生ずる権利業務を第三者に譲渡し又は
承継させてはならない。

(秘密の保持等)

第10条 乙は、業務の実施に際して知り得た秘密を他人に漏らしては
ならない。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、業務を行うに当たり、個人情報の適切な管理のために、
別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(案)

(期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間終了前1箇月以内に双方からの異議の申し立てがない場合は、この期間が更に1年更新されるものとし、その後においても同様とする。

(補則)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、必要に応じ甲及び乙が協議をしてこれを定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各自1通を保有する。

平成27年 月 日

甲 千葉県佐倉市海隣寺町97号
佐倉市
市長 蕨 和 雄

乙 千葉県佐倉市〇〇〇〇
社会福祉法人〇〇〇〇
理事長 〇〇〇〇

別記

個人情報取扱特記事項

(総則)

第1条 この個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）は、この特記事項が付される協定（以下「協定」という。）と一体をなす。

(個人情報の保護に関する条例等の遵守)

第2条 ○○○○（以下「乙」という。）は、佐倉市（以下「甲」という。）の定める佐倉市個人情報保護条例及び佐倉市情報セキュリティ規則に基づき、この特記事項を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、この協定により取り扱う個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第4条 乙は、この協定により取り扱う個人情報に係る作業責任者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者を変更する場合は、業務の履行に支障をきたすことのないよう、遅滞なく業務を引き継ぐための手続きを定めなければならない。

3 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

5 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、この特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第5条 乙は、この協定による業務の実施場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

(教育の実施)

第6条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、この特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他この協定による業務の適切な履行に必要な教育を、作業従

事者全員に対して実施しなければならない。

(守秘義務)

第7条 乙は、この協定による業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。協定終了後も同様とする。

2 乙は、この協定による業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、前項の守秘義務を徹底させなければならない。

(個人情報の収集の制限)

第8条 乙は、この協定による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な最小限の範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の管理)

第9条 乙は、この協定による業務において取り扱う個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 業務に必要な場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (4) 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要な最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (5) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (6) 作業場所に設置しているパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (7) 個人情報の紛失、漏えい、改ざんその他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、個人情報の管理体制に責任を負うこと。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 乙は、この協定による業務において取り扱う個人情報について、この協定による業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

(個人情報の取扱いの状況に関する報告)

第11条 乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(検査)

第12条 甲は、個人情報の取扱いについて、この協定の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して、検査を行うことができる。

(事故時の対応)

第13条 乙は、この協定による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 甲は、この協定による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

4 前各項の規定は、この協定が終了した後に個人情報の漏えい等の事故が発生した場合においても同様とする。

(協定の解消)

第14条 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合は、この協定を解消することができる。

2 乙は、前項の規定による協定の解消により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第15条 乙の故意又は過失を問わず、乙がこの特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

27佐行第169号

平成27年6月18日

佐倉市情報公開・個人情報保護審議会

会長 覺正 豊和 様

佐倉市長 蕨 和 雄



佐倉市個人情報保護条例の一部改正について（諮問）

平成25年5月に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の趣旨に沿って、特定個人情報の提供の制限や利用の制限などについて、番号法における取扱いと合わせるために佐倉市個人情報保護条例の一部を改正することについて、関係書類を添付の上、諮問します。

（担当：総務部行政管理課行政管理班）

佐倉市個人情報保護条例の一部改正案の概要

1 改正の趣旨

平成25年5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）が公布され、平成27年10月5日から段階的に施行されます。

番号法は、住民票を有するすべての個人に個人番号を付番することにより、行政運営の効率化を図るとともに、申請、届出等の行政手続を行う際の手続の簡素化により国民の負担を軽減すること等を目的としています。

個人番号が付された個人情報については、個人識別性が高いことから、一般の個人情報よりも更に厳格な個人情報保護措置を講じる必要があります。

国の行政機関については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「保護法」といいます。）の番号法による読み替え規定により、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」といいます。）の厳格な保護措置が講じられておりますが、番号法や保護法の規定により講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、地方公共団体においても必要な措置を講ずることが求められています（番号法第31条）。

そのため、上記の趣旨に沿って、佐倉市個人情報保護条例（平成17年3月24日条例第3号。以下「条例」といいます。）の一部を改正しようとするものです。

2 一部改正案の内容

・定義（条例第2条）

「特定個人情報」、「情報提供等記録」、「保有特定個人情報」の定義を新たに加えます。

※特定個人情報…番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいいます。

※情報提供等記録…番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいいます。

※保有特定個人情報…保有個人情報のうち特定個人情報に係るものをいいます。

・収集の制限（条例第7条）

特定個人情報の収集や保管は、番号法第20条の規定により同法第19条各号に該当する場合のみ認められているため、条例第7条第1項の本人収集の規定から特定個人情報を除き、特定個人情報の収集や保管については番号法第20条による旨を規定します。

・保有個人情報の利用の制限（条例第8条）

保有特定個人情報の利用の制限について、番号法に準じた取扱いとするため、条例第8条から保有特定個人情報を除き、保有特定個人情報の利用の制限については、条例第8条の2として別に規定することとします。

- ・保有特定個人情報の利用の制限（条例第8条の2）

保有特定個人情報について、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき（本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときを除く。）を除き、事務の目的以外のために利用してはならない旨を規定します。

なお、情報提供等記録については、目的外利用を禁止します。

- ・提供の制限（条例第9条）

特定個人情報の提供は、番号法第19条に該当する場合のみ認められているため、条例第9条第1項の提供の制限の規定から特定個人情報を除き、特定個人情報の提供については番号法第19条によることを規定します。

- ・保有個人情報の提供先への訂正決定の通知（条例第33条）

番号法に準じて、情報提供等記録の訂正をしたときは、その旨を総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知する旨を規定します。

- ・利用停止請求権（条例第34条）

特定個人情報について、条例第8条の2第1項もしくは第2項の規定に違反して目的外利用されているときや、番号法第20条の規定に違反して収集されたり保管されたりしているとき、番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているときは、保有特定個人情報の利用の停止又は消去を請求でき、番号法第19条の規定に違反して提供されているときは、保有特定個人情報の提供の停止を請求できるものとします。

なお、情報提供等記録については、利用停止請求を認めません。

- ・他の制度との調整（条例第55条）

特定個人情報については、番号法によるマイナポータル（情報提供等記録開示システム）により、情報提供等記録の開示を行うことができるようになりますが、特定個人情報の重要性に鑑み、保有特定個人情報の開示については条例による開示もできるよう、調整規定から除くこととします。

3 その他

平成27年6月5日から平成27年6月22日まで、意見公募を行っております。（別紙参照）

また、本条例の改正については、平成27年8月議会への上程を予定しております。

4 主な改正項目まとめ

	特定個人情報	情報提供等記録	※現行条例による規定
収集について	番号法第19条各号に該当する場合でなければ、収集又は保管できない。		個人情報を収集するときは、保有個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
目的外利用が認められる場合	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき	なし	①法令等に定めがあるとき。 ②本人の同意があるとき。 ③出版、報道等により公にされているとき。 ④人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 ⑤前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき。
提供が認められる場合	番号法第19条各号に該当する場合		①法令等に定めがあるとき。 ②本人の同意があるとき又は本人に外部提供するとき。 ③出版、報道等により公にされているとき。 ④人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 ⑤審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき。
利用停止請求ができる場合	以下の違反があった場合 ①利用制限に対する違反 ②収集制限・保管制限に対する違反 ③ファイル作成制限に対する違反 ④提供制限に対する違反	なし	以下の違反があった場合 ①収集の制限に対する違反 ②利用の制限に対する違反 ③提供の制限に対する違反

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第六十七条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

- 一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき。
- 二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第十号に規定する場合を除く。）。
- 三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。
- 四 機構が第十四条第二項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。
- 五 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。
- 六 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。
- 七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
- 八 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百十七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法又は国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）

に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

九 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

十 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第五項に規定する振替機関等（以下この号において単に「振替機関等」という。）が同条第一項に規定する社債等（以下この号において単に「社債等」という。）の発行者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。）又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第九条第三項に規定する書面（所得税法第二百二十五条第一項（第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定により税務署長に提出されるものに限る。）に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十一 第五十二条第一項の規定により求められた特定個人情報を特定個人情報保護委員会に提供するとき。

十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第四百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第五十三条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十三 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

十四 その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき。

（収集等の制限）

第二十条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

（情報提供等の記録）

第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定

める期間保存しなければならない。

- 一 情報照会者及び情報提供者の名称
- 二 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時
- 三 特定個人情報の項目
- 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

- 一 第三十条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。
- 二 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。
- 三 第三十条第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。
- 四 第三十条第四項の規定により読み替えて準用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

3 総務大臣は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第一項に規定する期間保存しなければならない。

(地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)

第三十一条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者（特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であつて、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。）が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあつては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

佐倉市個人情報保護条例（平成17年3月24日条例第3号）新旧対照表（案）

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p>(4) <u>情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p>(5) <u>保有特定個人情報 保有個人情報のうち特定個人情報に係るものをいう。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、個人情報（<u>特定個人情報を除く。</u>）を収集するときは、本人から収集しなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>

新	旧
<p>4 実施機関における特定個人情報の収集又は保管については、<u>番号法第20条に定めるところによる。</u></p> <p>(保有個人情報の利用の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有個人情報を実施機関の内部で利用すること（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(保有特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第8条の2 実施機関は、保有特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を実施機関の内部で利用することをしてはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。）を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を実施機関の内部で利用することができる。ただし、保有特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報の実施機関の内部における利用をすることによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、この限りでない。</p> <p>3 前条第2項の規定は、第2項の規定により保有特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を実施機関の内部で利用した場合について準用する。</p>	<p>(利用の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有個人情報を実施機関の内部で利用すること（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

新	旧
<p>(提供の制限)</p> <p>第9条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を実施機関以外のものに提供すること（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>特定個人情報の実施機関以外のものへの提供については、番号法第19条に定めるところによる。</u></p> <p>(保有個人情報の提供先への訂正決定の通知)</p> <p>第33条 実施機関は、第30条第1項の決定に基づき保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第34条 何人も、自己の保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する場合 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>ア <u>第7条の規定に違反して収集されているとき。</u></p> <p>イ <u>第8条第1項の規定に違反して目的外利用されているとき。</u></p>	<p>(提供の制限)</p> <p>第9条 実施機関は、保有個人情報を実施機関以外のものに提供すること（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(外部提供先への訂正決定の通知)</p> <p>第33条 実施機関は、第30条第1項の決定に基づき保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の外部提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第34条 何人も、自己の保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>(1) <u>第7条の規定に違反して収集されているとき、又は第8条第1項の規定に違反して目的外利用されているとき</u> 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p>

ウ 第8条の2第1項若しくは第2項の規定に違反して保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を実施機関の内部で利用されているとき。

エ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

オ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

(2) 第9条第1項及び第10条第1項の規定に違反して外部提供されているとき、又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき。 当該保有個人情報の提供の停止

2 (略)

(保有個人情報の利用停止義務)

第36条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）をしなければならぬ。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、この限りでない。

(他の制度との調整)

第55条 法令又は他の条例の規定により、自己の保有個人情報（保有個人情報を除く。）の開示等を求めることができるときは、その定めるところによる。

2・3 (略)

(2) 第9条第1項及び第10条第1項の規定に違反して外部提供されているとき 当該保有個人情報の外部提供の停止

2 (略)

(保有個人情報の利用停止義務)

第36条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用の停止、消去又は外部提供の停止（以下「利用停止」という。）をしなければならぬ。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、この限りでない。

(他の制度との調整)

第55条 法令又は他の条例の規定により、自己の保有個人情報の開示等を求めることができるときは、その定めるところによる。

2・3 (略)